

# エコアクション 21 地域事務局 千葉県環境財団

## エコアクション 21 認証・登録制度実施要領

平成 17 年 4 月 1 日 (制定)  
平成 17 年 12 月 1 日 (一部改正)  
平成 20 年 6 月 9 日 (全面改正)  
平成 24 年 7 月 3 日 (一部改正)

### 1 エコアクション 21 認証・登録制度の目的

エコアクション 21 認証・登録制度は、環境経営システム（環境マネジメントシステム）、環境への取組（環境パフォーマンス評価）及び環境コミュニケーション（環境報告）をひとつに統合した「エコアクション 21 ガイドライン 2009 年版」（環境省）に基づき、地域でのエコアクション 21 に取り組む事業者が、認定・登録を受けるとともに、環境活動レポートを公開することにより、地域での中小企業、学校、公共施設などにおける環境への取組を推進し、もって持続可能な社会経済の実現に貢献することを目的とする。

### 2 エコアクション 21 認証・登録制度の運営体制

#### 2.1 運営

一般財団法人持続性推進機構（以下「中央事務局」という。）が、平成 23 年 10 月 1 日制定の「エコアクション 21 認証・登録制度実施要領」及び「エコアクション 21 認証・登録手続規程」、各種マニュアル等に則ってエコアクション 21 認証・登録制度を運営する。

#### 2.2 認証・登録の体制

エコアクション 21 認証・登録制度は、以下の体制で運営する。

##### 2.2.1 地域事務局及び委員会等

###### 1) 地域事務局

エコアクション 21 認証・登録制度は、一般財団法人千葉県環境財団がエコアクション 21 地域事務局千葉県環境財団（以下「地域事務局」という。）として実施する。

###### 2) 地域事務局に置く委員会等

地域事務局に諮問機関として、「エコアクション 21 地域運営委員会」（以下「地域運営委員会」という。）」、「エコアクション 21 地域判定委員会」（以下「地域判定委員会」という。）を置く。

###### ア 地域運営委員会の構成・審議事項

地域運営委員会は、事業者関係団体、環境保全関係団体、関係行政機関などの各界の学識者によって構成し、地域事務局のエコアクション 21 認証・登録制度実施要領、地域判定委員会規程、その他の各種規程、地域事務局のエコアクション 21 認証・登録制度の運営に関する重要事項を審議する。

イ 地域判定委員会の構成・審議事項

地域判定委員会は、事業者の環境への取組などに関する専門家や学識者によって構成し、事業者の認証の可否等に関する事項等を審議する。